

平成 24 年 ( 2012 年 ) 4 月 23 日

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係  
728-2111

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住所	電話
NPO 法人女性を守る会	東京都千代田区富士見町 2-19-5 富士見ビル 11F	03-6671-9080
児童女性支援活動 菜の花の会	大阪府大阪市中央区南船場 2 丁目 8 番 17 号 協和ビル 8F	06-7658-7418

### 1 市民からの相談件数 (平成 24 年 4 月 11 日現在)

事業者名	相談件数	相談受付時期
NPO 法人女性を守る会	2 件	平成 24 年 4 月 3 日、4 月 11 日
児童女性支援活動 菜の花の会	1 件	平成 24 年 4 月 9 日

### 2 相談状況

#### 被害に遭った相談事例

事業者名	相談事例
NPO 法人女性を守る会	(相談者：40 代男性) 以前購入した違法わいせつ物の販売業者が警視庁に摘発され、その購入者についても告発するという通知が届いたので、電話したところ、40 万送金するか、関連施設で 20 日の無償労働奉仕をするかの選択を迫られ、40 万円支払った。 その後、通知の住所、消印住所、送金先住所が全て異なることから不審に思い、相談した。

### 未遂に終わった相談事例

事業者名	相談事例
NPO 法人女性を守る会	(相談者：70代男性) 以前購入した違法わいせつ物の販売業者が警視庁に摘発され、その購入者についても告発するという通知が届いた。私は、このような商品を購入したことがない。どう対処したらよいか。
児童女性支援活動 菜の花の会	(相談者：30代男性) 以前購入した違法わいせつ物の販売業者が警視庁に摘発され、その購入者についても告発するという通知が届いた。過去に通信販売でDVD等を購入したことはあるが、違法なものは購入したことがない。金を振り込ませる新手の詐欺ではないのか。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話は 728-2121**です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

# 告発通知

が以前、購入した違法わいせつ物（DVD・VHS・児童ポルノ等）の製造・販売に関与した、7名が当団体と被害者児童の保護者及び被害者女性の働きかけにより、平成24年3月に組織的処罰法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反により警視庁に摘発されました。

この度、被害者女性たちの強い意向と犯罪・被害女性のさらなる拡大を阻止するため、購入者に対しても事件証拠（購入履歴・金融機関履歴等）を提出し告発いたします。告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署からの事情聴取の出頭要請、家宅捜索を受ける事になります。

## 児童買春、児童ポルノ禁止法第7条

児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。

3 児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体に描写することにより、児童ポルノを製造した者も、同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 刑法175条

わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする

あなたの行為は法律に違反しています。

ただし反省し今後一切このような事をしないと約束するなら告発を取り消します。

告発を取り消したい者は平成24年4月6日までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性に対するこのような行為は絶対に許されません。

受付時間 平日 午前9時～午後4時

NPO法人女性を守る会

東京都千代田区富士見町2-19-5 富士見ビル11F

03-6671-9080

# 告発通知

貴殿が以前、購入した違法わいせつDVD・VHS・児童ポルノ等の製造、販売に関与した、15名が当団体の働きかけもあり、平成24年2月に警視庁に摘発されました。

この度、購入者に対しても被害者女性達の強い意向により、事件証拠（購入履歴、金融機関履歴等）を提出し告発致します。告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署からの家宅捜索、事情聴取の出頭要請を受ける事になります。

児童買春、児童ポルノ 禁止法第7条（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）  
・児童ポルノを所持、製造、運搬、輸入、輸出した者。

## 刑法175条

- 1、わいせつな文章、わいせつ物所持、わいせつ物購入（性器が露出している物）  
 図画、電磁的記録に係る記録媒体、その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は  
 2年以下の懲役、若しくは250万円以下の罰金、若しくは科料に処し、  
 又は懲役及び罰金を併科する。
- 2、前項の物を所持し又は同項の電磁的記録を保管した者も同項と同様とする。

あなたの行為は法律に違反しています。

ただし反省し今後一切このような事をしないと約束するなら告発を取り消します。

告発を取り下げたい者は、平成24年4月13日迄に当団体に必ず、お電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合や連絡がなき場合、告発致します。

**児童や女性に対するこのような行為は非人道的で絶対に許されません。**

受付時間 月曜日～金曜日（土、日、祝日は除く） 午前9時～午後4時

**児童女性支援活動 菜の花の会**

大阪府大阪府中央区南船場2丁目8番17号 協和ビル8F

06-7658-7418